

○安中市公共工事中間前金払制度に関する取扱要領

平成24年3月9日

安中市訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、安中市財務規則（平成18年安中市規則第43号）第71条の規定に基づき、市が発注する工事に係る中間前金払制度に関し必要な事項を定める。

(中間前金払の対象工事)

第2条 中間前金払の対象工事は、市が発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、当該工事の設計金額が200万円を超え、かつ、予定工期が90日以上のもので、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と同条第5項に規定する保証契約を締結した工事とする。ただし、継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る工事については、当該年度の支払限度額の範囲内で支出できる見込みのものについて、当該年度の出来高予定額を対象として中間前金払をすることができる。

(中間前金払の要件)

第3条 前条に規定する工事であって、次に掲げる要件に該当するものは、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費の4割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して、当該2割を超えない範囲で中間前金払を行うことができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の対象となる経費の範囲)

第4条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(中間前金払の割合)

第5条 中間前金払を行うことができる割合は、請負代金額の10分の2以内とする。ただ

し、中間前金払を行った際の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(中間前金払と部分払)

第6条 中間前金払と部分払は、どちらか一方を選択する必要はなく、併用することができる。ただし、次に掲げる場合は、中間前金払の請求をすることはできないものとする。

- (1) 前金払を請求することなく中間前金払を請求するとき。
- (2) 部分払の請求を行った後に中間前金払を請求するとき(継続費等に係る契約においては、同一年中に限り、請求をすることはできないものとする。)

2 中間前金払を受けた後における部分払の回数(継続費等に係る契約においては、中間前金払の属する年度の回数)については、契約時に定めた回数を1回減じるものとする。

(継続費等及び繰越しに係る契約における部分払回数の特例)

第7条 次に掲げる部分払は、あらかじめ定めた部分払の回数に含めないものとする。なお、支払できる回数は最終年度を除き、各年度につき1回を限度とする。

- (1) 継続費等に係る契約において、当該年度における出来高部分の額が予定額に達した場合にその年度の支払限度額の範囲で行う部分払
- (2) 天候の不良等、工事の受注者(以下「受注者」という。)の責めに帰することができない事由その他正当な事由により、当該工事が年度内に完成することができず、繰越が予想される工事において年度内出来高の範囲内で行う部分払

(中間前金払の認定請求)

第8条 受注者は、中間前金払を請求しようとするときは、あらかじめ中間前金払認定請求書(様式第1号。以下「認定請求書」という。)に必要事項を記載し、工事履行報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)とともに工事担当課に提出して、工事の発注者(以下「発注者」という。)の認定を受けなければならない。

(中間前金払の認定の方法)

第9条 発注者は、受注者から認定請求書が提出されたときは、当該契約に係る工期(継続費等に係る契約では、当該年度の実施工事期間)の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その作業に要する経費が請負代金(継続費等に係る契約では、当該年度の出来高予定額)の2分の1以上の額に相当するものであるかどうかを調査するものとする。

2 発注者は、中間前金払の認定に係る調査について、別途確認済みの工事工程報告書を基に、報告書を確認することにより行うものとする。なお、工事工程報告書が提出されてい

ないものについては、併せて提出させることにより、適宜履行状況の確認を行うものとする。

- 3 発注者は、その調査結果が適当と認められるときは、中間前金払の認定の請求を受けた日から起算して7日（安中市の休日を定める条例（平成18年安中市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に認定調書（様式第3号）を2部作成し、1部を受注者に交付し、残りの1部を受注者が提出する請求書に添えて処理するものとする。ただし、中間前金払の認定に当たり、受注者からの提出資料に不備若しくは遅延があったときその他特別な事情があるときの認定期間については、この限りでない。

（中間前金払の請求）

第10条 認定調書の交付を受けた受注者は、工事請負契約において定めた工事完成期限（継続費等に係る2年以上にわたる工事の場合は、請求する中間前金払に係る出来高の予定額の完成期限）を保証期限とする中間前金払に関する保証契約を保証事業会社と締結した上で、当該契約に係る保証契約証書とともに、中間前金払に係る請求書を工事担当課に提出して、中間前金払を発注者に請求するものとする。

（中間前金払の支払）

第11条 発注者は、前条の中間前金払に係る請求書を受理したときは、当該受理をした日から起算して14日以内に中間前払金を支払うものとする。

- 2 中間前払金の支払は、前条に規定する保証契約証書に記載された預託金融機関に対する振込みにより行うものとする。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

中間前金払認定請求書		
		年   月   日
安中市長	様	
		住所
		受注者
		氏名 <span style="float: right;">⑩</span>
下記工事について、中間前払金の支払を請求するため、要件を具備していること についての認定を請求します。		
記		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	着 工	年   月   日
	完 成	年   月   日
請負代金額	円	
摘 要	工期の2分の1を経過した日      年   月   日	
	添付書類 ・ 履行報告書（中間前金払用） ・ 工事工程報告	

- 注1 工期の2分の1を経過した日について、継続費等に係る契約では、当該年度の工事実施期間の2分の1を経過した日を記入する。
- 2 工事工程報告を別途提出している場合は、添付不要とする。

様式第2号（第8条関係）

工事履行報告書（中間前金払用）					
年 月 日					
安中市長 様					
住所 受注者 氏名					
⑩					
本書のとおり請負工事の履行状況を報告します。					
工 事 名					
工 事 場 所					
工 期	着 工	年	月	日	
	完 成	年	月	日	
請負代金額					
工 種	構成比	予定工程	実施工程	出来高金額	備 考
	%	%	%	円	
小 計	100.0%				
消費税及び地方消費税額					
合計金額					

- 注1 構成比は直接工事費に占める各工種ごとの構成割合を、予定工程、実施工程は報告時点の状況を記入し、出来高金額は工事価格（請負代金額から消費税及び地方消費税額を控除した金額）に占める構成比相当額に実施工程率を乗じたものにより算出し、記入すること。
- 2 実施工程計は、50%以上、出来高金額計は請負代金額の2分の1以上であること。

様式第3号 (第9条関係)

認 定 調 書

年 月 日

様

安中市長



下記工事について、中間前払金を支払うことができる要件を具備していることを  
認定します。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	着 工	年 月 日
	完 成	年 月 日
請負代金額	円	
摘 要		